

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」では、ごみの減量推進と適正処理を進めるために、事業者・市民・行政それぞれの責務を定めています。

特に、事業者については自らの責任と負担において、事業活動に伴い発生した廃棄物の減量推進と再資源化の促進及び適正処理が厳しく求められています。

## 1

## 事業者の責務

(条例第4条)

- ①事業者は、その事業活動に伴い生じたすべての廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ②事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進すること等により減量をしなければなりません。
- ③事業者は、物の製造・加工・販売等に際し、その製品・容器等が廃棄物となった場合に、適正な処理ができるようにしなければなりません。  
また、廃棄物となった場合自ら回収し、その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
- ④事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力しなければなりません。

※適正な処理とは

- 事業系一般廃棄物の場合、大阪市または、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。  
(一般廃棄物を排出する際には「中身の見えるごみ袋」を使用してください。)
- 産業廃棄物の場合、廃棄する品目を取り扱える産業廃棄物処理業者に委託してください。  
委託契約は書面で行い、産業廃棄物を引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。
- 専ら再生利用となる古紙・くず鉄・空きびん類・古繊維については、これらの品目のみの収集・運搬又は再生を行うものに委託できます。

